

林業における雇用形態の現状と 林業退職金共済制度の見直しに係る要望

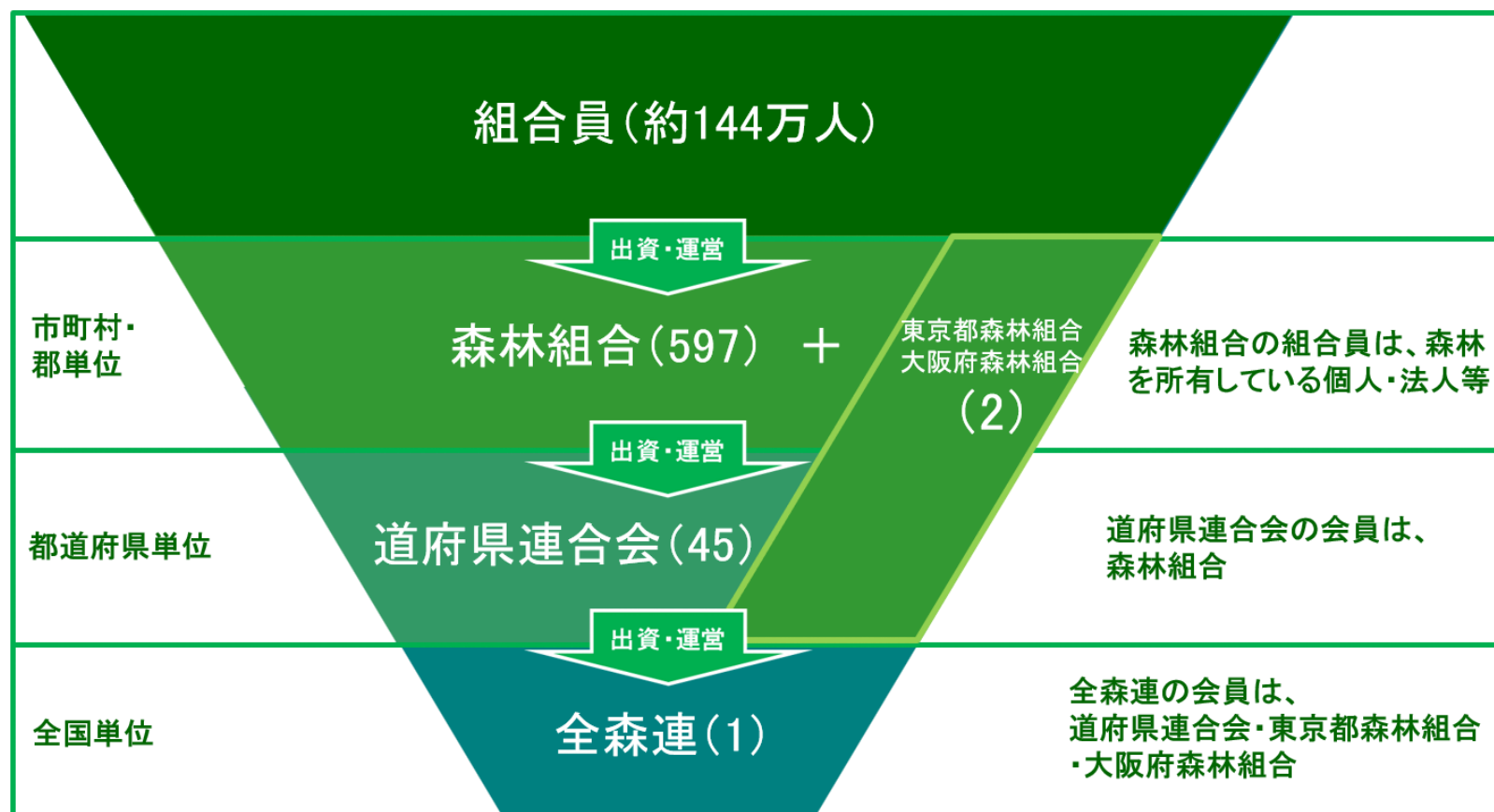
令和8年6月30日
全国森林組合連合会



森林組合による森林の管理・整備の取組

- 森林は国土保全、水源かん養、二酸化炭素吸収など多面に亘る機能を有する。我が国は**国土の3分の2 (約2,500万ha)を森林が占める世界有数の森林国**であり、そのうち約1,000万haが人の手によって植えられ、間伐などの管理が必要な人工林。
- 森林組合は、全国約144万人の森林所有者を組合員とする協同組合。**林内で働く現場技能者を雇用、高性能林業機械を保有し、森林所有者から委託を受け森林の適正な管理・整備を担っている。**

■森林組合の組織概要



※東京都と大阪府は、都府内1組合体制のため、連合会は存在せず、東京都森林組合、大阪府森林組合 全森連の直接の会員となっている。また、兵庫県はひょうご森林林業協同組合連合会が会員。

※数値は林野庁「令和6年度森林組合統計」より。

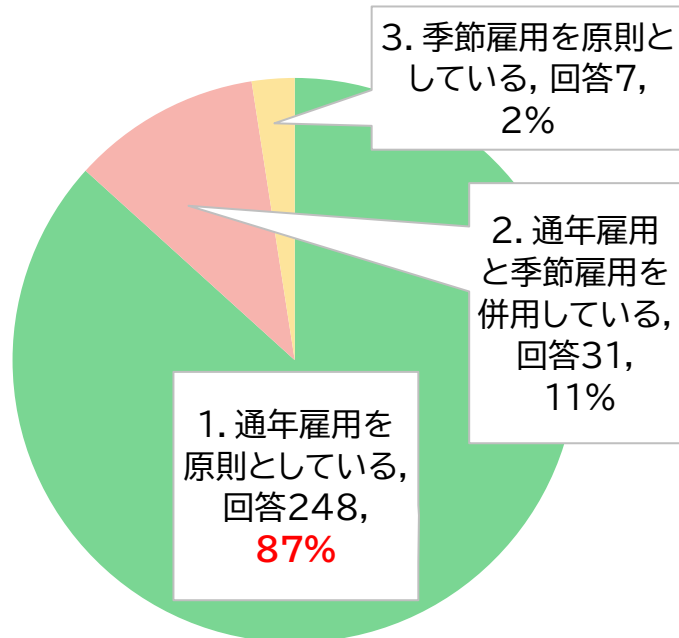
林業における雇用形態の現状

- ・ 林業が特定業種に指定された昭和50年代は、季節雇用、日雇い就労、複数の事業主を渡り歩くといった雇用形態が多く、このような特殊な業態に対応した共済制度が必要とされた。
- ・ 現在では、労働力の確保のため、通年雇用が進んでおり、**森林組合においても約9割が通年雇用を原則としている。**一方で、**冬季の事業確保が困難であることなどを理由として、季節雇用を選択している組織も一部にみられ、**多くの場合、冬季間のみ一度退職して再度同じ組織に復職している。

■森林組合の雇用形態について(森林組合アンケート実施結果)

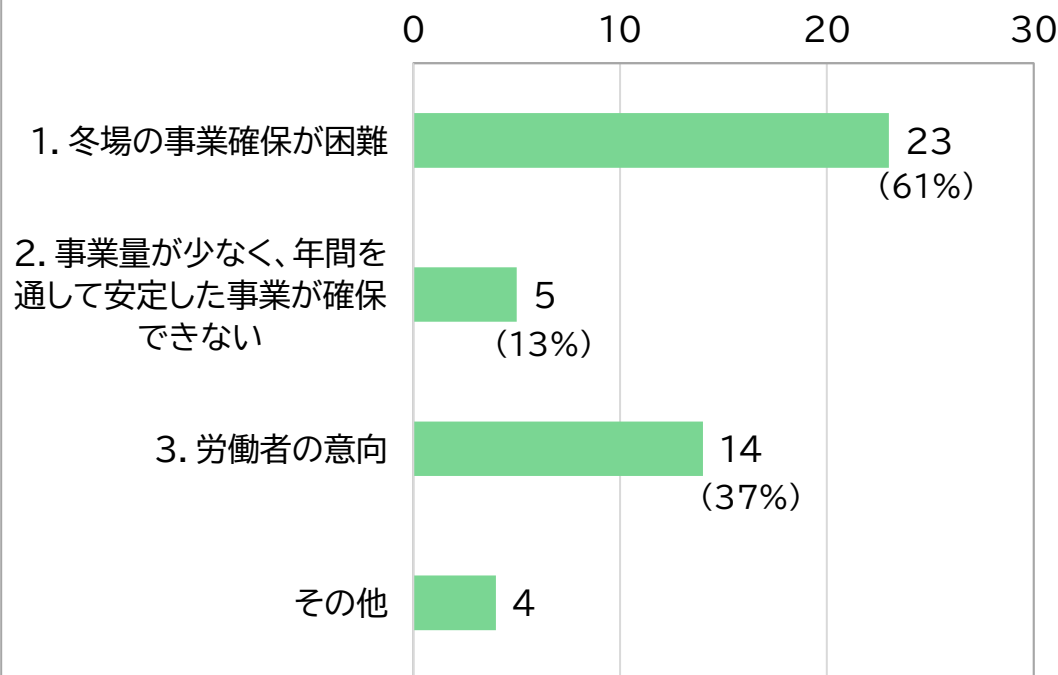
実施期間: 令和8年4月27日～5月18日 回答数: 323団体(森林組合291、森林組合連合会32)

問: 貴組織の林業従事者の雇用期間の考え方についてお答えください。 ※回答数286



(注) 林業従事者を雇用していない組織は回答から除外した。

問: 季節雇用を実施している場合、その理由についてお答えください。(複数回答可) ※回答数38



林業退職金共済制度の見直しに係る要望

- ・林業において通年雇用が進む中、臨時的な雇用形態を前提とした林退共制度については一定の役割を終えたものと認識。
- ・林退共制度は特定の金融機関に出向いて証紙を購入し、共済手帳に貼付するという仕組みが続いており、各組織において大きな事務負担となっている。
- ・これらのことから、林退共から中退共への移行に向けた制度の見直しを要望する。
- ・一方で、季節雇用を選択せざるを得ない組織も一定存在。そのため、季節雇用で働く労働者が円滑に中退共に移行できるよう、移行に係る制度設計に当たっては、林業関係団体の意見を丁寧に汲み取っていただき、十分なご配慮をお願いしたい。
- ・全森連は、引き続き森林組合・道府県森林組合連合会とともに、林業で働く者の地位向上や安全確保に取り組み、地域の森林整備を一層推進する考え。
- ・厚生労働省や林野庁においては、中退共への移行や通年雇用の促進に必要な支援をお願いします。